

条例化のポイント・考え方の整理（協働ルール提言会議提言 参考資料）

条例素案、ポイント・考え方	これまで議論されてきた主な内容
<p>基本的事項</p> <p>新しい公共+協働を基本に据えた条例</p> <p>多様な市民活動を推進するための条例</p> <p>名称案「新しい公共を創造する市民活動推進条例」</p> <p>条例の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> この条例は、市の最も基本的な条例となる「自治基本条例」を支える総合的・横断的な条例として位置付け、自治基本条例に先行して制定する <p>条例の性格</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本条例+ツール 新しい公共の創造に関する基本理念を位置付けるとともに、多様な市民活動を推進するための仕組みの考え方を盛り込む <p>成長発展型の条例</p> <ul style="list-style-type: none"> スタートは、協働ルールの基本的・原則的なところをおさえたシンプルなものとする 各主体がお互いに成長していくなかで、条例に基づく取り組み自体も段階的に改善、発展していくこととする <p>条例の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい公共の創造のためには、この条例の運用をきちんと行っていくことが重要 協働推進会議（14条）を中心に、協働による運用を進めていく。 <p>協働ルールと参加・情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続きに関する一般的な参加手続きは、この条例には盛り込まず、協働の視点から必要となる参加・情報公開の考え方と手続きを盛り込む。【6条2・3項 10条6号 13条】 	<p>条例のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的：市民自治・参加・市民等の自立によるまちづくりに基づいて「新しい公共」を形成していくためのルール（条例）《会議5》 今回の条例は、基本条例であるが、ツール、という点が重要。《会議7》 この条例が制約を課すものではなく、制約を除く方向に持っていけないといけない。《会議7》 「段階的に改善・発展していく仕組み」が大切。最初の条例は、まず原則的なところをおさえたい。《会議6》 フレキシビリティを確保するために、具体的な手続きは設けない、という方法もある。どこまで条例に盛りこむかが問題。《会議6》 市民が参加して協働ルールをすべり出させていくという目的のもとで、シンプルな形で総合的なものを考えるべきであると思う。《会議6》 各主体がお互いに成長していける条例を考えるべき。条例ができて、みんなが一緒に歩むなかで、だんだん中味が濃くなっていけば良い。《会議4》 基本理念、総則、基本法的な条例制定をまずめざし、次に各論的な条例（みんなの街づくり条例などのような）を制定する《会議2》 理念と仕組みの混在が、条例全体を不明確にしたり、「条例化検討」ということを多くしている。理念条例なのか、仕組み条例なのか、位置付けをはっきりさせる。《部会》 例えば、この場合は多数決、この場合は絶対多数決など、ルールをどうやってつくるかは、このたたき台には書かれていない。ルールづくりへ引っ張出すしかけということだろう。《部会》 市民活動などによる実績や実態があるから条文化できる（条文化したからといって必ず実現するわけではない）。《WS5》 <p>条例化の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動を自由にやる人にまで押し付ける必要はない。新しい公共をつくる意思のある人たちが関わるための条例であれば良い。《会議7》 条例の位置付け《部会》 <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[1 自治基本条例] --> B[2 参加の手続き、情報公開、住民投票、行政手続き 個別条例化か一本化（自治基本条例も含む）かは別として、機能としては必要] B --> C[3 市民活動団体が自立していくためのツール」（新しい公共条例）」] </pre> </div> <ul style="list-style-type: none"> 自治体がコミュニティの重要性をきちんと主張することがとても大切であり、条例に盛り込むことは大変意義がある。《会議4》 市民と行政、市民と市民、市民と企業の協働ルールとともに、市民自治基本条例（市民参加条例）の制定が必要《部会》 <p>名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮称で「新しい公共を支える市民活動推進条例」となっているが、「支える」という言葉は、義務的、一方的な感じがする。新しい公共をつくる、担っていくことは、自ら喜び自発的に行うことで、活動の現場も事実そうである。「つくる」「創造する」というような表現の方が良い。《会議7》 市民活動に関する基本条例であるならば、シンプルに「市民活動に関する基本条例」が良い。《会議7》 案はあくまでもヒントとして考えるべき。「新しい公共」は是非入れるべきだと思う。《会議7》 新しい公共は、概念はできているので、「支える」「めざす」ではなく「新しい公共のための」という表現の方が良いと思う。《会議7》 今回の条例は、協働を主体に考えるもので、それを表すような表現が良い。 自分たちの姿勢に関する問題の部分が今回の条例で、政治に関わる部分が自治基本条例。そのことがわかるような名称が良いと思う。《会議7》 <p>協働ルール</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働するためのルールがこの条例の魂、骨格であり、最も大事なところだと思う。《会議7》 協働ルールの範囲の明確化（市民自治、参加の問題とからめて）《会議5》 事業性のあるNPO・企業に関する問題と、個人のボランティアとしての参加に関する問題とは分けて考えるべきである。《会議5》 市民にとって選択の機会が開かれているか、ということが、協働ルールを考える際の大事な判断要素になる。《会議5》 協働ルールが対象とするのは、社会的・公共的活動に限定して考えるべきである《部会》

条例化のポイント・考え方の整理（協働ルール提言会議提言 参考資料）

条例素案、ポイント・考え方	これまで議論されてきた主な内容
<p>議会について</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会との関係は、参加、自治の問題とからめて、時間をかけて考える内容で、自治基本条例へつなげる議論での論点のひとつと考えられるため、この条例には直接は盛り込まない <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>広義の協働ルール、協議の協働ルール</p> <ul style="list-style-type: none"> 検討会議の前半に、広義の協働ルール（市民と市の関係、一般的参加手続きも含めた市民自治の議論）と協議の協働ルール（市民・NPO・事業者・行政の関係を主とした協働）のどちらを目指すのか、という議論があった。 その後、広義・狭義といった枠をはめずに議論をし、今回盛り込まない部分（もう少し時間をかけて議論すべき部分：上記広義協働ルールの内容）は、自治基本条例等」につなげる、ということとなった。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>条例の表現とわかりやすい解説</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新しい公共」「協働」等、この条例の基本となる概念を、市民にわかりやすく説明する必要がある。 そのため、条例素案では従来の「ものものしい」表現をなるべく避けるようにしている。 また、条例解説はわかりやすい内容とすることが重要である。 </div>	<p>参加</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が早くから参加できることこそが協働ルールであり、条例で明文化すべき。《会議6》 市民参加の保障を明文化する《部会》 「市民の責任ある参加」について、考えを充実させる機会をつくるのが大切《部会》 「計画段階からの市民・事業者参画への施策」は、私が以前から考えている市民参加条例の内容にあたり、広義の協働ルールになると思うが、どういふものが考えられるのか。総合計画や各種行政計画への参加がまず考えられる。《部会》 計画や施策への参加・意見反映の方法として一般的なものは、審議会等への参加であるが、協働ルールのなかでは、事業提案や計画提案などの方法を考えていくべき《部会》 計画提案としては、三鷹のパートナーシップ協定などの形が考えられる。《部会》 市民参加のプロセスをお互いに学習することが大切《会議4》 <p>情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民は自ずと市民活動に関する情報を出さなければならないが、行政は、多くの行政情報を持っており、そのなかから市民活動に関する情報を出すことになる。その際、出す情報について「お互いに判断する」ということが重要。《会議7》 情報公開は、行政情報だけではなく、企業の情報も市民活動の情報も含めて考える必要がある。《会議4 部会》 市は発案の段階から参加できる場を情報として発信させていく《部会》 市は、「参加の場」づくりと「プロセス」は、常に誰にでも点検できるように、公開の原則を貫いていく《部会》 情報をどんどん流すことが、参加・協働の基本であり、まず情報提供が大切。市が抱えている課題について、市民がもっと知ることが必要である。《会議3》 <p>議会</p> <ul style="list-style-type: none"> このような検討の場への議員の参加が必要だと思う。《部会》 情報の提示は、議会との関係が問題になる《部会》 参加が進み、多くの市民の意見が反映された取り組みが進めば進むほど、議会の意義が問われてくる《部会》 間接民主主義における議会と市民参加の関係は、イギリスでは、行政案をつくる過程で幅広く市民の意見を聴くが、議論は議会とする。市民の意見は多くとり入れるが、案についての議論は市民とではなく議会とする、という整理。《部会》 <p>表現やまとめ方</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体的にわかりやすい表現に努めたい。句点「。」は一つの条文の一つでなくてはならないのか。また、「及び」は「および」にしたい。《部会》 1条：目的の主語がよくわからない。多少くどくなってもきちんと表現した方が良いと思う。《職員WG12》 全体を通じて言えることだが、「創造」「創出」という表現がひっかかるし、多用しすぎである。《職員WG12》 4条の「のっとり」という表現は、義務的・強制的な感じがするのでやめるべき。《会議7》 全体的によけいなおせっかい的な表現があるので、そこは直してほしい。《会議7》 語尾が「ものとする」がずらっと並んでいる。これはとるべき。わかりやすくシンプルな内容とする必要がある。《会議7》 「ものとする」をはじめ、全体的にものものしい表現は簡潔にすることとしたい。《会議7》 語尾に「努める」が多いが、すべてとることとしたい。《会議7》 やさしくイメージがわかりやすい表現方法に努めるべきである。《会議6》 イメージが膨らむようにわかりやすい事例や、現実の場面でどう動くのか、といった説明を加えていく必要がある。《会議6》
<p>前文</p>	<p>前文に関連して</p> <ul style="list-style-type: none"> ML232：「新しい公共」と「市民活動」と「達成すべき社会イメージ」の三者関係を明らかにすることが不可欠 ML235：「意思」とか「事業」を強調しすぎると、多くの市民にとって自分には関係のないこと、と思われてしまう懸念はないか。 ML237：どの街でも通用する前文でなく「大和市」という特性・特徴を盛り込めないか ML237：セクター論は残念ながら分かりづらい。前文に入れるのは無理では ML238：「前文」は本文では表現できない大和市の特徴を表現できうる箇所なので、大和市ならではの特徴と意思を表現できれば良い。 ML238：この条例の目指すところ、条例を定める意味を把握できる前文が必要

条例化のポイント・考え方の整理（協働ルール提言会議提言 参考資料）

条例素案、ポイント・考え方	これまで議論されてきた主な内容
<p>私たちのまち大和市には、子ども、大人、障害をもつ人、外国籍の人などを含め 21 万余の市民が暮しています。通勤や通学などによる市外からの広い意味での市民もいます。そこには、市民の数だけ多様な「私」がいて、多様な価値観があります。大和市は、それらを互いに受け止め認めあえる、誰もが自由に健やかに過ごせる地域社会でありたいものです。</p> <p>一人ひとりの暮らしの中には、「私」だけの問題からみんなの問題へと、「公共」の領域へ広がっていくものがあります。そのような問題を、私たちは長い間、行政だけに委ねてきました。その反省から、この 10 数年、福祉や環境、教育、国際交流など「公共」の領域に参加する市民や市民団体が急速に増えてきました。事業者も、地域に役立つ活動やジョイントベンチャーに目を向け始めています。</p> <p>「公共」を行政が占有しないで、市民や市民団体、そして事業者もまた公共に参加する時代が来ています。「私」を大切にするために様々な選択肢があることが普通のことになってきました。</p> <p>このように、多様な価値観に基づいて創出され共に担う「公共」を、私たちは「新しい公共」と呼びます。</p> <p>市民・市民団体、事業者、それぞれが所有する時間や知恵、資金、場所、情報などを出し合い、社会に開けば、それはみんなのもの「社会資源」になります。行政も自ら資源を開き、「社会資源」の形成に参加することが求められます。市民や市民団体にとって、「社会資源」は「新しい公共」に参加する活動の源であり、未来を生み出す糧となるのです。</p> <p>この条例は、市民・市民団体、事業者、そして行政が自らの権利と責任のもとに同等な立場で協働し、「新しい公共」を創造するための理念と制度を定めるものです。</p> <p>私たちはこの条例を活用し、多くの市民・市民団体や事業者の参加により、一人ひとりの「私」を大切にしながら、共に育ちあえる、みんなが共生するまち大和市を実現していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例がつくられた背景や経過にふれる必要があること《職員 WG12》 ・ 国際交流や文化交流などが盛んに行われていることから、新しい文化を創造していく、という考え・表現を盛り込むべきではないか。《会議 7》 ・ 新しい公共についてのきちんとした説明が必要である。《会議 7》 ・ 前文で、そのような条例の性格の枠組みも含めた表現をすべき。《会議 7》 <p>前文と基本理念の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「前文」と「基本理念」の関係がやはり不明確。前文では何を言いたいのか？基本理念の条文は必要なのか？《WS5》 ・ 前文＝条文全体へのメッセージ。具体的な内容は条文で。《WS5》 ・ 前文でこれだけ書いてあれば（基本理念）として条文に入れなくても良いのではないかと？《WS5》 ・ 前文は私達のやりたいことをきちんとわかりやすく説明していると思う。《WS5》 ・ 条文になれば具体的な拘束力はない。条文に入れるべき！《WS5》 <p>新しい公共に関する議論</p> <p>【私と公】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい公共で重要なことは、滅私奉公ではなく「私」を大事にしつつ「公」を考えていく、ということ。《部会 》 ・ 「私」は謙譲語で、「公」＝えらい、に対してへりくだった使われ方をする。「私」にかわる言葉があれば、それを使う方が良い。《部会 》 <p>【旧い公共と新しい公共】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい公共の説明には、旧い公共について多少触れた方がわかりやすい。《部会 》 ・ 前文で、旧い公共にも触れてコントラストをつけると、議論をする触媒になるのではないかと。《部会 》 ・ 新しい公共は、旧い公共と対比するというよりは、行政だけが担うのか、みんなで担うのか、という公共の担い方、実現の仕方の違いを言うのではないかと。《部会 》 ・ 旧い公共と新しい公共は、実態において違いはあるのか。プロセスについてしか定義できないのか。《部会 》 ・ 旧い公共のアンチテーゼではなく、これからの過程全体が新しい公共につながっていく、と考えている。そのなかで、自分の意見を言い合える場、「なんだ、君もそう考えていたのか」など、私事性の共同化が大切だと思う。《部会 》 ・ 新しい公共の概念は、事例の積み重ねで創出していきたい。《WS5》 <p>【場とルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい公共では、今まで発言することを奪われていた人たちが、本音で意見を言えるということが必要。まず、本音を出す場をつくっていくことが重要。そして、ルールの決め方を決めていくことで、みんなが納得していく。《部会 》 ・ 新しい公共は時代とともに変わっていくが、ルールをつくるのが大切。《部会 》 ・ 草の根の活動のように守ってあげなければいけない公共もあるわけで、ケースバイケースという面もある。まずは、新しい公共を判断できる場の存在が重要である。《部会 》 ・ ルールが徐々に発展していく、ということが重要。今回の協働ルールもその考え方が基本にある。《部会 》 <p>【公共とは 新しい公共とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 何が公共か、というのは、みんなで議論する必要はあるが、時代によって変わるもので難しいもの。《部会 》 ・ 新しい公共をなぜとりあげたのかを、つきつめて書くしかない。言語化できるもの、できないものはあるが、土台づくりが大事。「私」が良いと思うことを言える、ということ、市民へのメッセージとして発すれば良いのでは。 ・ まず「私」がいて、多様な価値観を共生させていくために、いろんな場やルールをつくる必要がある。また、関係性が成立するために、お互いに社会資源を出し合っている、ということが大切。お互いに参加しながら、ルールをつくり出したり関係をつくっていくのが新しい公共の世界だろう。《部会 》 ・ 「新しい公共」をどこまで具体的に説明するのか。例示？あくまで概念の説明？《WS5》 ・ ML235：必ずしも意識的でない活動や関係から出発し、実践を通して「新しい公共」に気付く、といった回路を重視すべきだと考えている ・ ML237：新しい公共領域を「みんなで共有する領域」としてはどうか ・ ML238：これまでの議論で「新しい公共」は、「行政だけが担うものではなく、市民や非営利等の団体、そして事業者が共に担うもの」という点では共通しているように思われる。「誰もがいきいきと暮らせる社会を目指す」や「みんなで知恵や力を出し合い、社会的活動を試みる」等々というようにどのような共同体、皆のもの（市民、市民団体、企業、市等）であるかが、大和市独自の公共概念の提示となると考える

条例化のポイント・考え方の整理（協働ルール提言会議提言 参考資料）

条例素案、ポイント・考え方	これまで議論されてきた主な内容
<p>前文について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」の概念等を明示するために、前文を設ける ・前文に盛り込む内容 <ul style="list-style-type: none"> * 1 新しい公共についてみんながわかる説明 大和市独自の公共概念の提示 * 条例がつけられた背景、経過、条例化の意義 大和市ならではの特性・特徴、思い * 協働の概念 * 多様な価値観 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい公共は前文できちんと説明するということであったが、委員提案の内容を読んでも、まだ概念的で何となくわかるようでよくわからない。みんながわかるようにきちんと表現するべきである。《職員 WG12》 ・「新しい公共」については、公共の概念を含めて、一般の市民がわかるように表現をする必要がある《職員 WG12》 ・新しい公共は別にあるわけではなく、現在が進化していくものという考えが大切だと思う。《会議 7》 ・新しい公共に参加しようという意思のある人が対象となるという考え方は重要であると思う。《会議 7》 ・新しい公共は、社会に開く、ということが基本。支援というのは一方的に受身の関係になりおかし。《会議 7》 ・新しい公共とは、* 1人1人の市民が自分の思いを生かせるような社会 *自分自身の持っている資源を開く、ということ *自分たちのできることを話しながら新しい地域社会をつくらう、ということ《会議 7》 【行政と市民団体】 ・個々の市民どうしの関係はわかるが、行政はどうなるのか。新しい公共においては、行政もひとつの主体にすぎないのか。《部会 》 ・行政と市民団体では、もともと持っているもの・資源の違いがある。《部会 》 ・共通の事柄を拾い出し、マーケットにまかせておけないものを委ねるのが政府であり、市民と対等な当事者としてはとらえられない。《部会 》 多様性をめぐる議論 ・「多様な価値観」は条文に残すべきだと思う。《部会 》 ・多様性は市民活動のポイントなので、ぜひ盛り込むべき《部会 》 ・ムラ社会には、公（おおやけ）はあったが多様性はなかった。ムラ社会を再現することはいけけない。条文には多様性は入れるべきだろう。《部会 》 ・大和のまちの現状から考えて、多様性は入れるべき。《部会 》 ・多様性という言葉が都合よく使われないうちに、意味するところを前文できちんと表現する必要があるのでは。《部会 》 ・「多様性」については、前文できちんとその意味を説明するとともに、目的にも位置付けることとしたい。《部会 》 ・大和市ではインドシナ難民を援助する活動も盛んだが、マイノリティも含めて、いろいろな国の人たちが生活しているという現状からも、多様性というのは意味がある。《部会 》 ・多様な価値観は出発点にあり、それを認め合うことが必要。多様な価値観を共生させるためには、ルールが必要であり、それが新しい公共へとつながる。《部会 》
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民、市民団体、事業者および市の協働により、新しい公共を創造するための基本理念、基本的事項を定め、もって多様な価値観を認めあう豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>目的</p> <p>「新しい公共の創造による活力ある地域社会の実現」を骨子とし、協働の内容と多様な価値観を認めあう視点を加えた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「協働による市民活動」は市民活動を限定してしまうので、表現を修正してほしい。《部会 》 ・第1条（目的）は「新しい公共を創造するため」が、第一義に来て分りやすくなった。ただ、「市民活動」に「市民等、事業者及び市の協働による」が修飾語となっているが、「協働によらない」市民活動も対象としてほしい。《WS5》 ・1条：目的の主語がよくわからない。多少くどくなってもきちんと表現した方がよいと思う。《職員 WG12》 ・ポイントが何なのかははっきりしない。骨子は「新しい公共の創造によって、活力ある地域社会の実現」だと思っているので、これに肉付けをするような表現が良いのでは。《職員 WG12》 ・条例全体にもっとすっきり見せるために、主旨が「新しい公共の創造」なのか「市民活動の推進」なのか焦点をしぼったほうがよいのでは。《職員 WG12》
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新しい公共 市民、市民団体、事業者および市が協働して創出し、共に担う公共をいう。</p> <p>(2) 市民活動 市民、市民団体および事業者が行う自主的な活動で、次のいずれにも該当するものをいう。ただし、</p>	<p>新しい公共の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい公共を条例で規定しているところはない。「(みんな)共に担う」という定義だけでよいのか。《WS5》 ・新しい公共とは「新しい」のは公共の内容ではなくて、公共の担い方、実現のされ方が今まで違う」ということを言っていると思う。《WS5》 ・新しい公共の内容よりも、どのように実現されるかを定義する。《WS5》 ・第2条の新しい公共を、「市民活動や協働により達成される公共」という表現にしてはどうか。《WS5》 ・条文の中で新しい公共の定義をはっきりさせておく。《WS5》 ・新しい公共の定義はやはり必要だと思う。《職員 WG12》

条例化のポイント・考え方の整理（協働ルール提言会議提言 参考資料）

条例素案、ポイント・考え方	これまで議論されてきた主な内容
<p>特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に規定する宗教、政治および選挙に関する活動を除く。</p> <p>イ 新しい公共に参加する意思のある活動 ロ 多様な価値観を認めあう活動 ハ 営利を目的としない活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>市民活動の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動の特徴である自主性や多様性を尊重した広い意味での市民活動 事業者の位置付け 新しい公共をベースに、市民等、事業者、市の協力も存在する、という考え方で市民活動に位置付け、今後の運用の場で具体的に考えていく </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>市民活動団体実態調査（H12）の結果から</p> <ul style="list-style-type: none"> 回答団体829団体の7割が中間内の団体、3割が社会的な活動を行っている。 中間内の活動を行う580団体の33%が「チャンスがあれば社会的活動を行ってみたい」と答え、45%が「どちらともいえない」と答えている。 中間内の活動を行う団体でも条件を整えば社会的な活動を行う可能性が高い。 そこで、広い意味での市民活動を定義化し、総合的な環境整備により社会的な活動の活性化を進めることが重要 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>公益性について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」という公益性を市民活動の要件にすべきでは、という意見もあったが、むしろ「新しい公共への参加意思」「多様な価値観」といった考え方を要件とするのが新しい公共の創造には重要、という考え方で整理された。 市民事業（2条7号、11条）には、「社会に貢献する」という要件が入っている。 </div>	<p>これまで議論されてきた主な内容</p> <p>市民活動 【市民活動 市民事業 協働事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動 市民事業 協働事業の関係がきちんとわかるように整理されれば、個々の概念の定義化にそれほどこだわる必要はないと思うが、市民がわかりやすいように配慮することが大切。《職員 WG12》 「市民活動」と「市民事業」と「協働事業」との違いが理解できない。《職員 WG12》 <p>【新しい公共に参加する意思のある活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新しい公共に参加する意思のある」「新しい公共を担う」の方がよいのでは、やりながら気がつくこともある。【「意思のある」という表現が固い。その時、「意思」を自覚していなくても、後で気づくこともある。「担っている」「支えている」にする。】《WS4》 ML232:市民活動の定義に「新しい公共に参加する意思ある活動」を加えることに違和感がある。意識していなくても、結果的に「新しい公共」を担っていることが後々分ってくる、ということが大事。それが、私の考える「個人の動機から出発し、社会性に至る（可能性）」ということ ML237:「新しい公共に参加する意思のある」はいいと思う。自らの活動を市民活動と考えるか否かはそれぞれの自由。市民活動だと気づいた段階でこの条例が生きればいいのでは？ <p>【多様な価値観を生み出す活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「多様な価値観」は市民活動の定義に入れるべきで、「多様な価値観を認め合う活動」という方がよい。《部会 》 あるものを承認する、どうやって共生していくのか、という視点が大切。「生み出す」というよりは「多様な価値観を認め合う活動」という表現が良い。《部会 》 「多様な価値観」は「イ 新しい公共に参加する意思のある活動」に含まれるのでは、目的に入れるので、ここでは入れなくても良いと思う。《部会 》 「多様な価値観」という表現はわかりにくい。むしろ前文でうたい説明すると良いのではないか。《職員 WG12》 「多様な価値観を生み出す活動」と「新しい公共に参加する活動」とは同じ意味では《職員 WG12》「多様な価値観を生み出す活動」というのは定義として使うのには疑問が残る。イとハで良いのでは。《職員 WG12》 「多様な価値観」の「多様な」という表現には違和感がある。多様性は結果として出てくることでは。《職員 WG12》 「多様な価値観」は結果としてお互いに認め合うものであって、定義で新たに生み出すということを強調する必要があるのかよくわからない。《職員 WG12》 今までの公共が行政の単一目的であったとすると、新しい公共ではみんなが担うことによる多様性が広がっていくことになるので、このままでも良いのでは。《職員 WG12》 ML237:「多様な価値観を生み出す活動」は意味不明では、ちょっとわかりづらい <p>【公益性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動の定義には、「公益性」を入れるべきではないか。この定義ではわかりにくい。《職員 WG12》 「公益性」は誰が判断するのかが問題となる。《職員 WG12》 「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」という部分は、とても気になる。公益とは、「国家の役に立つ」という意味があるが、この「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」という考え方は、アメリカのNPOがベースとなっている。ヨーロッパの協同組合型社会では、共益・コーポラティブも公益的な概念に含まれるが、この「不特定・・・」の定義では、協同組合はずれてしまう。この表現はとってしまっても良いのではないか。《会議7》 新しい公共を考えるのであれば、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」というような一律的な内容ではなく、「多様な価値観を生み出す」といったような創造的な考え方が必要。《会議7》 「多様な価値観を認めあって活動している団体」ぐらいの定義で良いと思う。《会議7》 市民活動の定義は、社会性のある活動で、しかし勝手に自分たちだけでやる活動には強制しないことを表現したい。「営利を目的としない新しい公共を形成する意思ある活動」など。《会議7》 2条のイロハは、もっと簡潔にすべき。《会議7》 市民活動の定義の明確化：自治会、PTA、文化的な活動団体は含まれるのか《会議5》 財団や自治会の位置付けはどのように考えるべきか。今までの歴史を考えないシステムは成り立たない。《部会 》 市民活動には、行政の手の届かないところでNPOが活躍するもの、市民個人が自主的に自由に参加する、という2種類があると思うが、この2

条例化のポイント・考え方の整理（協働ルール提言会議提言 参考資料）

条例素案、ポイント・考え方	これまで議論されてきた主な内容
<p>(3) 市民団体 市民活動を継続的に行う非営利団体をいう。</p> <div data-bbox="192 342 917 636" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市民団体：市民活動を継続的に行う非営利団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPOの特徴である「正規の組織」「非政府組織」「自発的設立」「自発的運営」「非営利活動」「公益性」との関係では、自発性、非営利性は市民活動で定義化していること、正規の組織は「継続的」という表現で読み取れるので、定義であえて表現していない </div> <p>(4) 市民等 新しい公共に参加する意思のある市民および市民団体をいう。</p> <div data-bbox="192 800 917 1010" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市民等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と市民団体をあわせて「市民等」と定義 ・すべての市民と市民等を対象とするのではなく、「新しい公共に参加する意思のある」という点を明示 </div> <p>(5) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人または法人で、新しい公共に参加する意思のある者をいう。</p> <div data-bbox="192 1173 917 1341" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての事業者を対象とするのではなく、「新しい公共に参加する意思のある事業者」という点を明示 </div> <p>(6) 社会資源 情報、人材、場所、資金、知恵、技等の市民活動を推進するために必要な資源をいう。</p> <div data-bbox="192 1505 917 1631" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>社会資源の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報、人材、場所、資金、知恵、技等の資源を定義化 </div> <p>(7) 市民事業 市民等および事業者が行う社会に貢献する自由で継続的な市民活動をいう。</p> <p>(8) 協働事業 市民等、事業者および市長が、お互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業をいう。</p>	<p>つは同じ土俵で論じるべきではない《会議5》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣味的なものも含めて広く市民活動としてとらえ、支援対象としては、公益性のある活動、という考え方が、これまでの議論で出されている《部会》 ・広い意味での市民活動をきっちり定義することが大切。《会議3》 ・市民活動について、部会では、幅広い定義のなかにも、公共的な視点が必要という方向性が確認された。《会議3》 ・テーマ型の活動と自治会などの地縁型の活動との関係も考える必要あり《部会》 <p>市民活動と事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ML232：市民活動に事業者を含めるのは違和感がある。事業者は市民活動に協力するが（例えば、社会的資源を開く）参加はできない、と捉えておいた方が、「セクター論」としては整理しやすい ・ML237：私も、全体を通して事業者の扱いに疑問を持ちました。事業者もミッションをもって社会貢献活動をしますが、それは「市民活動」とは言えないのでは？ <p>NPO</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPOの概念も広いものから狭いものまでであるが、2条の定義のところに、NPOの概念を入れ込めないか。《会議7》 ・インターネット調査のために用意されたNPOの共通定義がわかりやすい。「正規の組織」「非政府組織」「自発的設立」「自発的運営」「非営利活動」「公益性」《会議7》 ・NPOの定義ははっきりしているわけではないので、用いるべきではない。《会議5》 ・NPOというNPO法人をイメージする人が多いのでは。市民活動・市民活動団体という表現で良いと思う。《会議5》 <div data-bbox="1181 877 2249 1486" style="text-align: center;"> <p>市民活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、市民団体および事業者が行う自主的な活動 ・新しい公共に参加する意思のある活動 ・多様な価値観を認めあう活動 ・営利を目的としない活動 <p>市民事業・協働事業の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民事業は「市民自らが行う事業」等の定義化をするとともに、条文に入れ込むこととする。《部会》 ・市民事業と同様に、協働事業も定義化することとする。《部会》 <p>行政の独自領域 ← 市民と行政の協働領域 → 市民の独自領域</p> </div> <p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の定義化は必要だと思う。（条例解説に書けるなら条例にも書けるはず）市民の役割はあるのに…。《WS5》 ・条文では、市民の定義は大和市に住む21万人の市民ではなくて、協働ルールに関連する市民を定義する。《WS5》 ・「市民等」はわかりにくい。まとめて「市民等」とする理由がよくわからない。「市民」と「市民活動団体」にわけて表現しても問題ないのでは。《職員WG12》 ・「市民等」と「等」がつくとわかりにくい。「等」をとって団体も含めて「市民」で定義化しても良いのでは。《職員WG12》 ・三重県の北川知事の「率先市民」のように、この条例での「市民」を定義化しても良いのではないかと。《職員WG12》 ・「市民」…生活圏の同一な住民。従来の「市民=住所を有するもの」より広い概念となるのではないかと。【「市民」とは誰か？市の境界をまたいで生活圏を形成している人たちの活動をどのようにサポートできるの？】《WS4》 ・ML232：「市民等」や「事業者」は特に定義しなくても良いのでは（市民等は、市民活動団体を含むとことわる必要はあるが）

条例化のポイント・考え方の整理（協働ルール提言会議提言 参考資料）

条例素案、ポイント・考え方	これまで議論されてきた主な内容
<p>市と市長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の定義：地方自治法第1条の3「普通地方公共団体」 ・理念は「市」、具体的な施策は「市長」で使い分け 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を中心にルール化していく、という点からは、団体も市民も含めて、「新しい公共を形成する意思があるもの」とする定義の仕方は良いと思う。《会議7》 ・意思を前提とするような定義は、あいまいではないか。《会議7》 ・外国人や未成年者は、この条例では市民とみなすのか。条例自体に定義することはないと思うが、条例の解説には加えておくべきで、そのための共通認識は持つておく必要はあると思う。《会議7》 ・市民の定義について、具体的な仕組みと対応させながら考えていく必要がある。《部会 》
<p>事業者とNPOの位置付けについて</p> <p>次の3つの方向性のどこをめざすか、今後具体的な仕組みを検討するなかで、きちんと議論する必要がある 事業者とNPOを同じ土俵で取り扱い入札も一緒に 一緒に土俵で取り扱うけれどもNPOの特性に配慮 NPOを特別扱いする制度とする</p>	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市」の定義は明らかにするのか。議会との関係は、また、市と市長との使い分けもきちんとすべきである。《職員WG12》 ・「市」=行政ではないか。《WS4》 ・「市」=行政？ 市長【市と言うと責任の所在があいまい。市長とした方がはっきりする。】《WS4》 ・市の定義についてだが、議会や教育委員会はどうなるのか。どこまで含めるのか、定義のなかで、「市とは、……をいう」と明確にした方が良い。《部会 》 ・総括的に市としておくと、首長をヒエラルキーとする世界。《部会 》
<p>具体的な仕組みに関する基本方針（検討会議7資料）</p> <p>具体的な仕組みに関する基本方針の内容を、関連する部分にちりばめる 「みんなで考えて みんなで協力して みんなで支える」が基本 力をあわせて、多様な市民活動を盛んにしていくことをめざす【前文・基本理念】 協力して機能をつくり、分担する、ということを重んじる【8条：社会資源の活用等】 開く（情報、知恵、技など）ことを促すような、自発的に表現・表明できるための場や機会を重んじる【8条：社会資源の活用等】 自主性や創造性が活かされることを重んじる【前文・基本理念】 信頼関係が育まれることを重んじる【7条：相互の信頼関係】 対等性が保たれることを重んじる【前文・基本理念】 地域資源や市民の活力を活かすことを重んじる【前文・基本理念】 お互いに成長していくなかで、段階的に改善、発展させていく視点を重んじる【前文・基本理念】 （市は）行政の自己改革を継続的に進めることを重んじる【6条：市の役割】</p>	<p>事業者の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者とNPOの位置付けについて、事業者とNPOを同じ土俵で取り扱い、入札も一緒にやる 一緒に土俵で取り扱うけれどもNPOの特性に配慮する NPOを特別扱いする制度とする という3つの方向性があると思うが、大和はどのようにしていくのか。《部会 》 ・NPOと事業者は、ベースが一緒でないところがある。例えば情報公開はNPO法で義務付けられているが、同じルールをつくらないとNPOに不利。《部会 》 ・新しい公共をベースに事業者も参加する、という今の位置付けで良いと思う。具体的にはその場その場で決裁者が判断すれば良いのでは。《部会 》 ・今の入札制度という土俵に企業と同じ条件でNPOがあがるのは良くない。むしろ、NPOと企業がお互いの特性を活かして（「NPO=ミッション」「企業=経営戦略」）ジョイントベンチャーを進めるなど現在とは違う土俵を用意すべき。《部会 》 ・現在の入札制度がNPOにとってフェアな条件かどうか問題。NPOは銀行からの融資が受けにくい、という現実もある。《部会 》 ・新しい公共をベースに、市民等、事業者、市の協力も存在する、という考え方で整理しておきたい。《部会 》 ・一口に事業者といっても、大企業から小さい商店までいろいろある。それらを一括して事業者とすることに不都合はないか。《部会 》 ・事業者の規模ではなく、行為の内容で区別すべき。《部会 》 ・市民活動の第2条(1)口の「営利を目的としない活動」は営利団体が参加する時のしぼりはどうする？《WS5》 ・事業者は利益を追求するもの。非営利活動をするということは考えにくい。市民活動に含めるなら、方法論やルールを決めておかないと、市民団体はひとたまりもないと思う。《WS5》 ・事業者は主体的に非営利活動をするというよりもサポートする立場。《WS5》 ・入札の仕方次第で企業も協働に参加できる。（三鷹の子育て事業にベネッセが想定予算の1/3で入札した例）事業者も無視できない。パートナーとしてうまく利用できないか。《WS5》 ・営利/非営利の区別がつけられるようになれば、事業者を入れてもいいのでは？協働推進会議がその機能を果たす。《WS5》 ・「事業者」を仲間に入れるべきかどうか。【「事業者」は市民とは異なる。どう位置付けるか？】《WS4》 ・「事業者」の定義について。営利を目的とした企業的な事業と、NPOでも収益のある事業が混同されるおそれあり。【営利を目的としない市民事業者の位置付けをどうする？】《WS4》 ・ML232：「市民等」や「事業者」は特に定義しなくても良いのでは ・事業者という表現は、介護保険の事業者などをイメージしてしまい、ちょっとそぐわない感じがする。《会議7》 <p>社会資源の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的資源の「交流、連携」は要素に入るのではなく、「市民活動の交流、連携を推進」というように後段に入れる方が良いのでは。《職員WG12》 ・知恵と技は「人材」だと思う。《職員WG12》 ・「交流、連携」は社会的資源の活用結果ではないか。《WS4》 ・情報に絞らないで、各主体が持っている資源を社会に開く、という考え方を示すべきだと思う。《会議7》 ・社会的資源を市民がいかに使えるか、という視点と、社会的資源をつくっていく、という視点が大切。《会議7》

条例化のポイント・考え方の整理（協働ルール提言会議提言 参考資料）

条例素案、ポイント・考え方	これまで議論されてきた主な内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的資源の定義をした方が良さそうである。《会議7》 ・情報、人材、場所、資金、交流・連携等」をまとめて定義したらどうか。《会議7》 ・リソースを提供する、ということに加えて、新しい公共では、そのリソースをみんなで作っていく、という点に重点を置くことが大切。そのような表現を考える必要がある。《会議7》 <p>主体を総称する言葉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みんな」が随所に出てくるが、条例のこととしては不適當。みんなが権利義務を負うことになれば、逆に誰もやらない、ということになり、責任の所在があいまいになる。《会議7》 ・先ほどの定義の考え方でいくと、「みんな」の部分は、「市民等（新しい公共を形成する意思がある市民、団体）、事業者、市」となる。《会議7》 <p>定義の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共を議論する過程は大切だが、公共性は固定的な概念ではないと思う。むしろ、ルール適用にあたっての公共性を評価する第三者機関の存在が重要ではないか。《会議3》 ・定義は広く、支援は社会的役割を担う活動に絞り込む《部会》 ・今後の活動を促進するような定義づけが大切《部会》
<p>（基本理念）</p> <p>第3条 市民等、事業者および市は、相互理解を深めながら対等の関係で協力・連携し、新しい公共の創造に貢献する（以下「協働の原則」という）</p> <p>2 市民等、事業者および市は、協働の原則に基づいて市民活動を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子としては、「3者が対等の関係で協働して“新しい公共”を創造するために、それぞれが積極的に貢献する。」ではないか。《職員WG12》 ・ML232：基本理念としては「めざすべき社会」の実現に向けて、市民を中心に各主体が協力・協働する関係性が「新しい公共」なのでは <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>前文・目的（1条）を受けて、基本理念を簡潔に表現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民等・事業者・市が、協働により新しい公共の創造に貢献する」 協働の原則 ・協働の原則に基づく市民活動の推進 </div>
<p>（市民等の役割）</p> <p>第4条 市民等は、その自発性および自己の責任に基づいて、新しい公共を創造するための活動を行う。</p> <p>2 市民団体は、その活動の有する社会的責任を自覚するとともに、開かれた運営を行い、当該活動への市民の理解および参加の促進に努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>市民等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的役割【1項】 <ul style="list-style-type: none"> * 自主性 * 自己責任の原則 ・市民団体の役割【2項】 <ul style="list-style-type: none"> * 社会的責任の自覚 * 公開性 * 活動への市民の理解と参加の促進 </div>	<p>市民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「役割」…責任という意味を考えた方がよい。《WS4》 ・1項は「行う」というより「行うことができる」ぐらいの表現が良いのでは。《部会》 ・1項の「多様な」というのは違和感あり。《職員WG12》 ・新しい公共を創造するための活動を積極的に試みる” というような主旨が読み取れるとよいと思う。《職員WG12》 ・ML237：「多様な」は不要。市民活動に条件をつけるニュアンスあり。「その自発性および自己責任に基づき活動を行う」で良いと思う ・団体と個人とでは、果たすべき社会的責任に違いがあってしかるべき《職員WG12》 ・「開かれた運営」…その内容は？情報の公開、参加の自由、発信の積極性など《WS4》 ・ML237：3号で言いたいのは「開かれた運営」。その根拠として「市民がその活動に参加できるように」というのは一面的。開かれた運営をするのは、説明責任など他にも根拠がある ・市民：自主・自立、理解、責任、権利《会議5》 ・市民自身の認識も改革していかなければならない。市に対する要望や主張だけではなく、自立して責任を持つことが必要《会議4》 ・市民としてのあり方が重要であると思った《会議3》 ・市民としてのあり方は、協働ルールの基礎の部分。《会議3》 <p>市民セクターの役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民セクター：理解、意見調整、情報公開【《会議5》】 ・個人と行政との関係では、個人では継続性に難がある。きちんと継続的にサービスを行い社会的な役割を果たしていくには、NPO 的組織が必要であると思う。《会議5》 ・市民へNPO 情報の公開《部会》 ・団体情報はきちんと公開し、意欲のある個人が参加できるような仕組みが必要。《部会》

条例化のポイント・考え方の整理（協働ルール提言会議提言 参考資料）

条例素案、ポイント・考え方	これまで議論されてきた主な内容
<p>(事業者の役割) 第5条 事業者は、新しい公共の創造に関する理解を深めて、積極的に社会資源の提供に努めるとともに、その社会的責任に基づいて市民活動を推進する。</p> <div data-bbox="192 464 914 751" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者も市民活動に含めることにより、積極的な役割を位置付け ・新しい公共の創造に関する理解を深める ・社会資源の積極的提供 ・社会的な責任に基づく市民活動推進 </div> <div data-bbox="192 800 914 1003" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者とは、大きな企業だけではなく、コミュニティのなかで元気にやっている小さなお店も含めた幅広い考え方が重要 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の役割が弱すぎないだろうか。《職員 WG12》 ・事業者が第3者的な（ちょっと消極的な）役割と読み取れる。積極的に社会的資源を提供することを規定できないか。《職員 WG12》 ・今後は、企業とNPOの境目・グレーゾーンの部分がますますあいまいになる。事業者の取り扱いもポイントのひとつ。《職員 WG12》 ・市民活動は、企業としてではなく、市民（個人）としての活動。企業は参加者ではなく協力者。（ボランティア休暇、独自の補助金など）《WS4》 ・事業者は、企業市民として市民活動に参加することもこれから特に必要だと思うが、その観点からすると、事業者の役割が弱く何か空しい感じである。《会議7》 ・企業の社会貢献だけではなく、例えば中心市街地の活性化のために頑張ってお店をやる、そういう営利活動は、新しい公共とも言える。コミュニティビジネスともからむ問題である。《会議7》 ・NPOはミッションを大切に、といっても、現実の場面では、企業とNPOの境界線はあいまいなところが多い。企業の参加の仕方はもっと書き込めると思う。その際には、公開性が大切。《会議7》 ・事業者の役割については、もう少し踏み込んだ書き口を考えたい。《会議7》 ・企業とNPOがジョイントベンチャーを行う場合など、市との関係も含めて、どういう関わりになるのかがよくわからない。《会議7》 ・私的セクター：地域への理解、参加、協力《会議5》 ・企業の社会的責任も重要な要素。企業も主体としてきちんと位置付けるべきだと思う。《会議5》 ・市民活動とは、市民と市の関係が中心になるものと考えており、企業を主体に加えるのはどうも理解できない。《部会 》 ・市民活動には、企業やコンサルがやる仕事もあり、ボランティアだけでは狭くなりすぎる。《部会 》 ・企業の役割について、もう少し積極的な内容・ルールを考えていくべき《会議4》 ・アメリカのNPOは、民間とのジョイント・ベンチャーにより、事業を展開している。今回の仕組みについても、踏み込んだ協力関係を考えてみるべき。《会議4》 ・企業とは、大きな企業というよりも、コミュニティのなかで身近に元気にやっているお店や、朝市にとれたての野菜を並べる農家のおじいちゃん、おばあちゃんなども含め、幅広く柔らかく考えることが必要。《会議4》
<p>(市の役割) 第6条 市は、市民活動を推進するための総合的な施策を実施し、市民等および事業者が新しい公共を創造するための環境づくりを行う。</p> <p>2 市は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の主旨を踏まえ、市民等との協議のもとに、市民活動を推進するために必要な情報の公開を徹底し、継続的な自己改革を進める。</p> <p>3 市は、市の施策や計画等への早い段階からの市民の参加を促進する。</p> <div data-bbox="192 1507 914 1759" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の役割として、新しい公共を創造するための環境づくり（総合的な施策実施）、情報公開の徹底と継続的な自己改革、早い段階からの行政への市民参加、を位置付け </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な施策」とは何を指すのか。「総合的な」はいいのでは。《職員 WG12》 ・「市民活動を推進するための」よりは「新しい公共を担うための」の方が良い。《職員 WG12》 ・「市民活動を盛んに」という表現はおかしい。《職員 WG12》 ・行政は「すぐやる課」を設置し、タテ割りではなく横断的に対応してほしい。《WS4》 ・「市民活動を盛んにするため」...おこがましい。市民が好きにする。《WS4》 ・市には市民活動を盛んにする義務がある、という意味で盛り込んでもいいのではないか。《WS4》 ・「市民活動を盛んにするため」「新しい公共を形成するため」《WS4》 ・「市民活動を盛んにするため」...市としての立場表明。資源として、資格、経験を持っている方が市民活動に入りやすくなる。「盛んにするため」でよい。《WS4》 ・ML237:「市民活動を盛んにするため」ではなく、「新しい公共を形成する?創造する?ため」でしょう。 ・「市民等との協議のもとに」には事業者は含めなくて良いのか。《職員 WG12》 ・現在でも情報公開条例に基づき、情報公開の制度が動いているが、あえてこの条例で情報の公開をうたう理由をきちんとしておく必要がある。《職員 WG12》 ・「協働」は新しい公共の分野であり、「公共サービス」は行政の責務では。《職員 WG12》 ・市：自立性の尊重、公平・公正、環境整備、計画・施策策定過程への意見反映 ・継続的な行政の自己改革【会議6：仕組み考え方】 ・市の情報提供が基本だと考える。《部会 》 ・職員の意識改革が重要《会議4》
<p>(相互の信頼関係) 第7条 市民等、事業者および市は、お互いの信頼関係を育むために、協働の原則に基づいて、対話し、交流し、学びあう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・単独の条文として残す。《WS5》 ・市・事業者・市民を1つの家族として考えるのかどうか。《WS5》 ・信頼関係の前提として、「それぞれの責務を認識し」というような表現を加えるべきではないか。《職員 WG12》 ・基本理念との整理が必要ではないか。基本理念との違いがよく分らない。《職員 WG12》

条例化のポイント・考え方の整理（協働ルール提言会議提言 参考資料）

条例素案、ポイント・考え方	これまで議論されてきた主な内容
<p>相互の信頼関係</p> <p>・新しい公共の創造のためには、市民等、事業者、市の関係性が重要であるため、基本理念・役割の他に条項を設け、信頼関係を育むための対話、交流、学びあいを位置付ける</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「対話し、交流し、学びあう」 これでもよい。この条項必要。なくさないで。【検討会議では『いらぬのでは?』という意見もあったが、必要である。】《WS4》 ・信頼関係がないから、それをつくっていこう、という主旨なのだろうか。《会議7》 ・基本的には信頼関係がないのが現状だろう。信頼関係を築くためには、市の自己改革だけではなく市民の意識も高めながら、信頼関係を築いていくことが重要。共育（ともいく）の精神だと理解する。《会議7》 ・各主体の関係性の明確化：信頼関係：水平の関係 役割の明確化（役割分担）《会議5》 ・水平な関係の中での主体間のコミュニケーションのしかた【《会議5》：課題5】 ・市民が社会参加するための仕組みとして NPO がある。NPO は市民が望む場合に参加できるよう開かれていなければいけない。そのような市民と団体との関係も、条例に盛り込んでいくべきだと思う。《部会 》 ・個人でできないから組織で行うのであって、スタートは個人である。また、委託についても、市の事業遂行に市民が直接的に関与していく仕組みであって、個人で関与するのは難しいから、NPO を通じて行うのである。《会議5》 ・市民（個人）はNPO にボランティアを申し出る ボランティアをNPO は原則として受け入れる《部会 》 ・市民はボランティアの意思と内容を市に伝える 市は必要とされている情報を公開して、NPO があればそれを紹介し、個人として参加できるならその方法を示す《部会 》 ・市とNPO：対話の促進、相互理解《部会 》 ・職員とNPO の交流の場をふやす（お互いに理解する）部会 》 ・責任分担の問題は重要《会議4》
<p>（社会資源の活用等）</p> <p>第8条 市民等、事業者および市は、それぞれが社会資源を活用し、創出し、提供する</p> <p>2 市民等、事業者および市は、前項の社会資源の活用等を進めるために、自発的な意思表示が可能な場や機会の充実に努める。</p> <p>社会資源</p> <p>・社会資源の活用、創出、提供について位置付け</p> <p>・社会資源の活用等のためには、自発的に表現・表明できる場や機会が重要なことから、その内容を規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あえて条を設けて規定する必要性はないのではないか。むしろ目的などに入れ込んだ方がよいと思う。《職員 WG12》 ・表現が難しい。よく理解できない。《職員 WG12》 ・基本理念との整理が必要ではないか。基本理念との違いがよく分らない。《職員 WG12》 ・目に見えない社会資源を顕在化するための仕組みが必要。総合窓口？民間施設の活用の為の登録リスト？など ・ML232：「新しい公共への参加に関する自発的な意思表示が可能な場や機会」とは「協働の拠点」のことでは。第9条「協働の拠点」と整合的な表現にすべき ・ML237：ここでは、「拠点」だけではなく、活動や参加に関する発表の場や共育の機会（フォーラムなど）を含むと理解している ・「創出」という言葉を使うと、現在ないみたい。活用されてないだけ。すでに沢山持っているものを提供する。《WS4》 ・重要なのは、新しい公共に参加する人たちが出会う機会があること、そのような場をつくる人たちをバックアップすること。《会議7》 ・一同に会する機会や集まり同士がブリッジしあう場など、さまざまな場をつくるのが大切で、そのためにどのようなインセンティブを設けるか。《会議7》 ・協働の環境整備 情報、人材、資金、場所、ネットワーク《仕組みたたき台》
<p>（協働の拠点）</p> <p>第9条 市民等、事業者および市は、協働の原則に基づき、それぞれの役割分担に応じて、社会資源の充実に努めるための協働の拠点（以下「協働の拠点」という）を設置し、その充実に努める。</p> <p>2 協働の拠点は、原則として、市民等が運営を担う。</p> <p>協働の拠点</p> <p>・協働の拠点に関する基本的事項を位置付ける</p> <p>・拠点の多様性：拠点はひとつに限らない</p> <p>・市民自らが運営を行う、という考え方を位置付ける</p> <p>・中心的な拠点を核とした拠点間のネットワークを重視</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「協働の拠点」少しわかりにくいので代わる言葉があれば《WS4》 ・協働の拠点はいくつあっても良いが、そのなかの中心的な拠点的存在が読み取れるようにしておいても良いのではないか。《職員 WG12》 ・協働の拠点を、まず行政が整備して、ネットワークの充実に努めるべき。【 まず大きな拠点を中心に作り、地域ごとに点在する小さな拠点をネットワークで結ぶ】《WS4》 ・インターネットのリンク等も行政が中心に整備してほしい。《WS4》 ・市民活動団体への支援 提案等のコーディネート機能 情報集約、提供機能 相談機能 市民意向調査機能 等 ・協働の拠点は、「拠点を設置し、その充実に努める」というようなシンプルな表現が良い。《会議7》 ・拠点はひとつではなく、いろんな主体が頑張る複数できていくのが良い。条文では、ひとつと限定するような書き方はしないことがポイント。《会議7》 ・センター運営のイメージとしては、市民自らが担っていく、という点を盛り込む。《部会 》 ・市民活動センターの場ではなく、機能を条例に位置付けていくことが重要である。《会議6》 ・第三者機関や市民活動センターについては、機能としては必要だが、構成メンバーやスタッフの選任方法、運営形態等の具体的な内容は十分検討する必要がある。《会議6》センター機能の権力化は避けるべきである。《会議6》

条例化のポイント・考え方の整理（協働ルール提言会議提言 参考資料）

条例素案、ポイント・考え方	これまで議論されてきた主な内容
<p>中心的な拠点のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営：市民自らが担う ・スタッフ：事務局長1名、パート2名程度でスタートし、市民やNPO的団体がボランティアで支える ・使う人たちを想定した場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市マスで位置付けられているまちづくりサロンとの関連も整理する必要がある。《会議6》 ・理解者からお金を集めてサービスで還元していく、という私募債のような仕組みをセンターでも行っていけばよいと思う。《会議6》 ・包括補助金について、コンペティションなどの場合は設けるが、分配機能は持たないようにすべき。《会議6》 ・団体と行政が対等に契約できるような役割を担ったり、足りない資料を行政からひきずり出してくる、というような動きが大切。《会議6》 ・官設官営でスタートし、市民運営へ移行していったらどうかと思う。《部会 》 ・市民運営の良さを活かすために、当初から市民運営でやるべきだろう。《部会 》 ・組織としては市民運営で立ち上げ、事務局運営など実質的な部分は、段階的に官から民へ移行していけば良い。《部会 》 ・検討会議からの提言を受けた後に、開設に向けての協議の場が必要になる。《部会 》
<p>(市の施策) 第10条 市長は、協働の原則に基づいて次の各号に掲げる施策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市の施策の体系化を進めること。 (2) 施策の実施にあたり市民等との協働を進めること。 (3) 市職員に対して新しい公共の創造に関する啓発や研修等を行うこと。 (4) 前条に定める協働の拠点が機能するよう、必要とする市の社会資源を提供すること。 (5) この条例に基づく施策の実施状況について公表すること。 (6) 前号に定めるもののほか、行政評価の結果および施策の実施状況に関する行政情報を公開すること。 <p>協働の視点にたった行政システムの内容を位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の体系化【1項】 ・施策実施における協働の推進【2項】 ・市職員に対する啓発や研修【3項】 ・協働の拠点への社会資源の提供【4項】 ・本条例の施策実施状況に関する公表【5項】 ・行政評価の結果等の行政情報の公開【6項】 	<ul style="list-style-type: none"> ・1項本文は、「市長は、協働の原則に基づき次の各号に掲げる施策を推進する」とする。また、(1)は、「市の施策の体系化を進めること」とする。《部会 》 ・第10条6号は、自治基本条例にという意見もあるようだが、基本条例ができるかはまだ未定。入れておくべき。《WS5》 ・第10条5号「施策の実施状況の公表」は既存の「みんなの街づくり条例」にもこの項目はある。基本条例ができた段階で削除されればよい。今は入れておく。ただし「年一回」は削除。《WS5》 ・10条にくるといきなり施行規則的な内容になり、ちょっとちぐはぐな感じがする。条例で定めるべき部分と規則等で定める部分とのきちんとした仕分けが必要。《職員 WG12》 ・6条：市の役割と10条：市の施策の関係は、もう少し精査が必要。理念と具体的な市への要望が混在している感じがする。《職員 WG12》 ・「公表が年に1回」というのも、規則で定めるべき内容では、年に1回でいいの、という問題もある。《職員 WG12》 ・6号の内容は自治基本条例で定めるべき内容ともいえる。あえてこの条例でうたうべきか疑問。《職員 WG12》 ・「行政評価」の表現は違和感あり。《職員 WG12》 ・市民活動団体、センターも、積極的に情報を出していく必要がある。(インターネットの使用)【積極的に情報を発信すると共に、情報に対してアクセスしやすいようにしなければならない。】《WS4》 ・11条(市の施策)3項で、「支援」という言葉が出てくるので削除し、「応分の負担をする」というような表現にすべきである。《会議7》 ・拠点が機能するために、市の資源を活用する、というような書き口が良い。《会議7》 ・協働の基本にたった行政システムのために、行政は情報の公表を徹底的にやり、協働できる事業を表明していく考え方を盛り込む。《部会 》 ・市が行うべき環境整備のなかで、情報が整っている、という点が重要になる。《部会 》 <p>協働の視点にたった行政システム（検討会議7資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は行政評価をきちんと行い無駄な経費を省くとともに、情報の公開・公表を徹底して行い、自己改革を進める ・市は、協働の視点にたった施策の体系化を進める ・市は、協働事業を推進する
<p>10条6号：「行政評価の結果および施策の実施状況に関する行政情報を公開」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例等との関係から、本条例で位置付けるべきか、という議論があった。 ・まず、本条例で位置付け、自治基本条例ができた段階で内容の見直し検討を行う、という考え方で位置付ける 	

条例化のポイント・考え方の整理（協働ルール提言会議提言 参考資料）

条例素案、ポイント・考え方	これまで議論されてきた主な内容
<p>(市民事業)</p> <p>第11条 市民等および事業者は、誰もが生き生きと暮らせる地域づくりのために、自主的に市民事業を行う。</p> <p>2 市民事業を行うにあたり市民等および事業者は、前項の目的達成のための交流や市との連携を望む場合に、その自主性に基づいて登録を行うことができる。</p> <p>3 市民等、事業者および市は、社会資源を必要とする市民事業に対して、それぞれの役割分担に応じて社会資源の提供を行うよう努める。</p> <div data-bbox="192 674 905 1094" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市民事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民等および事業者が行う社会に貢献する自由で継続的な市民活動（2条7号） 市民事業の基本的事項を位置付ける <ul style="list-style-type: none"> * 目的：誰もが生き生きと暮らせる地域づくりのために行う自主的な事業 * 登録：交流、連携のための手段としての自主的な登録 * 市民事業への社会資源の提供 </div> <div data-bbox="192 1171 905 1423" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市民事業に関する具体的な仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民事業に関する具体的な仕組みについて検討が必要な場合は、協働推進会議を中心とした条例運用の場で、これまでの市民事業の実績を踏まえて、協働事業の関係性とあわせて検討する。 </div> <div data-bbox="192 1501 905 1879" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市民事業における事業者の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民事業に事業者を位置付けるか否かについては、市民活動の定義に事業者を含めるか、という問題とあわせて意見が分かれた 結局、新しい公共をみんなで担う、という基本理念から、市民事業に事業者を位置付けることとなったが、社会資源の提供や市との関わりといった点では、十分な検討が必要である。 </div>	<p>市民事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動と市民事業は根本的に違う、分けるべき、というのが、私たちの仲間の意見。市民事業は市民が行ってきた事業で、それをきちんと条文で位置付けてほしい、という思いがある。NPO法も事業については書いていない。《部会》 市民事業には、行政は関わらないのが基本。《部会》 ワークショップでも意見が出たが、社会福祉協議会の位置付けが気になる。《部会》 社会福祉協議会は行政と一体化しており、その実態からみても、ここでいう自主性を重んじた市民事業とは違うだろう。《部会》 社協ボランティアの活動は、協働ルールではどう位置付けられていくのか。《部会》 (市民事業)の条項が削除され、「市民事業」「市民活動」が「協働事業」に一本化されたら、助成金や補助金を受けている市民団体の位置付けはどうなるのか？《WS5》 市民事業の条文はあった方が良くと思う。《WS5》 市民事業を削除されると言われると、我々に対して「もういらぬ」という言われたような印象を受ける。残してもらいたい。《WS5》 「市民事業」の条項は残すべき。でも「継続的収益事業」というのは違うと思う。あくまで非営利。《WS5》 (協働事業)の条項に(市民事業)が含まれるように書き直してみても？《WS5》 市民事業は協働事業とは違う。情熱を持って自主的にやってきた。市民事業の条項は残すべき。《WS5》 大和市では市民事業の実績がある。その実態に基づいて記述すれば条文化できるのではないか。《WS5》 (市民事業)の条項は残す《WS5》 「市民事業」「市民活動」でよいのでは？【市民事業と市民活動は別モノ。このことを条文の中できちんと表現する。】《WS4》 市民事業と協働事業とを分ける必要はないのでは？体操・ダンスなどと福祉・防災などは自然と分かたれるのではないか。《WS4》 市民事業の定義を示す。(Ex.市民活動により社会に貢献する継続的収益事業)《WS4》 12条(市民事業)は、そもそも市民が自主的に行うものだが、よけいなおせっかい部分が多いので、修正すべきである。《会議7》 市民等による新しい公共を実現す仕組み 《市民事業(センター支援型)》【会議6】 <p>事業者の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者を営利の事業者と非営利の市民事業者とに分ける必要はないか。《WS4》 〔事業者が行う市民事業〕がわかりにくい。定義付け、概念の領域分けが必要ではないか？《WS4》 ML232：市民活動に事業者を含めないのと同様に市民事業にも事業者を含めない方が良い ML237：事業者の扱いは議論の余地あり 理念部分では、事業者も含めた各主体が登場するが、具体的な仕組みになると、市と市民等の関係だけになっている。《会議7》 具体的な仕組みのなかで、事業者を切り離してしまっても良いのか。《会議7》 行政が成熟しないと難しい面もあるが、アメリカでは、企業とNPOがうまくジョイントベンチャーを組む仕組みが資金面も含めてできている。企業もNPOと手を組みたがる。どこまでを想定して書き込むかが問題である。《会議7》 大和市は、ワーカーズの活躍が全国的にも知られているまちである。福祉事業をワーカーズをはじめ、多くの団体が担っている点を考えれば、企業との関係を含めた発展性を持たせた仕組みを想定しても良いのではないか。《会議7》 条文上は広く読めるようにしておいて、条例の解説で今のような点を書き込めば良いと思う。《会議7》 新しい公共の仕組みであれば、市民事業や協働事業にも、事業者を位置付けるべきである。《会議7》 <p>1項関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自主性」「自発的」は重複しないか【言葉を整理する】《WS4》 「課題解決」及び「創造的」の言葉をもっと易しくしてほしい。《WS4》 「地域の課題解決等」「地域の快適な生活作り等」ポジティブに表現する!!【もっと広がりのある表現にする】《WS4》 「地域の問題解決等」とあるが限定しすぎではないか。《WS4》 事業には、人・物・金・情報等が必要。まずこれらについてのマネジメント(経営)計画等が明確でないとうまくいかない。(情報等を集約する場)《WS4》 「ニーズに基づく」という言葉を入れては？《WS4》 まだまだ行政的な言葉使いだと思ふ。《WS4》 <p>2項関係(登録)</p>

条例化のポイント・考え方の整理（協働ルール提言会議提言 参考資料）

条例素案、ポイント・考え方	これまで議論されてきた主な内容
<p>市民事業の登録について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民事業の登録制度の是非についてかなり意見が分かれたが、交流、連携のためには、何がしかの登録的な行為が必要となる。 市の管理的登録ではなく、あくまで自主性を尊重した仕組みが求められる。 <p>協働事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長、市民等および事業者が、公共サービスに関してお互いの提案に基づき協力して実施する事業（2条8号） 協働事業の基本的事項を位置付ける <ul style="list-style-type: none"> * 協働の原則に基づいた事業実施 * 基本協定 * 協働事業実施のための登録：一定の登録基準 * 具体的な仕組みの内容は別に定める 	<ul style="list-style-type: none"> たたき台2の11条2項で「登録を行う」となっているが、「登録を行うことができる」と柔らかくした方がよい。《部会 》 「意思表示的な登録」というのは表現的にはおかしい。《職員 WG12》 「市民事業を行うものは登録する」ぐらいが良いのでは。《職員 WG12》 交流、連携が市民事業の登録の目的だとすれば、「市民事業を行うもので交流、連携を望むものはその自主性に基づき登録する」ぐらいの表現が良いと思う。《職員 WG12》 「登録」 トル《WS4》 登録に代わる良い言葉があれば、【「登録」は任意にする。「登録できる」というしたらどうか？】《WS4》 「名簿への記載」どこに記載する？名簿は公開されるの？《WS4》 登録して、名簿を作る必要はある。どこに登録する？《WS4》 最初「登録」と聞いた時は『いない』と思ったが、『何かしたいけどどうしていいかわからない』という人のために必要と言うなら、話はわかる。《WS4》 市民事業と協働事業とでは登録の性格に違いが出るだろう。市民事業の登録は、名簿に登載するぐらいの内容で、協働事業の場合は、もう一步踏み込んだ登録、という2種類。《WS4》 登録については、登録の方法や期間、評価などの具体性が必要なのではないか。《会議7》 登録制度は設けるが、自主性を尊重した意思表示的な登録とする《部会 》 登録要件の明確化【《会議5》：課題8】 新たな入札制度をつくっているようで、何かもうちょっと違うスタイルが考えられないかな、というのが実感である。《会議6》 条例では登録団体を位置付け、登録要件は規則等で、一般市民にわかる形で定めるべき。《部会 》 登録団体の定義で、大和市の仕組みに特色を持たせることができる。《部会 》 <p>3項関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 『役割分担に応じた...』とあるが、誰がどのようにどのような場所で行えるのか《WS4》 事業者(民間病院)が活動場所を提供してくれた。これは社会資源と呼べる。《WS4》 文章がどうも判りにくい。「社会資源を必要とするもの」「社会資源を提供するもの」の2つに分ける。《WS4》 <p>市民事業と協働事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民事業 自由に。規定はあまり必要ない。《WS4》 協働事業 財政的な支援もあり、公平性を担保する必要がある。《WS4》 <p>たたき台2の4項(たたき台4では削除)に対する意見「市民事業の内容等については、協働の原則に基づき別に定める」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「別に定める」...市民事業の内容について別に定める規定は？《WS4》 「別に定める」...誰が？どのような手続で定めるか。【知らないところで勝手に決められてしまうのは困る。】《WS4》 この項は不要。「市民事業の内容等を..別に定める」とあるが、内容に関係なく自由な発想で。活動の内容にこだわらない。《WS4》 カンタンで成果のあがることから始めた方がよい。《WS4》 具体的ではなく、理念だけでよい。判例のように事例の積み上げで作り上げていく方がよい。《WS4》 「別に定める」と規定されているが、この検討会議と同じような場が設けられることが必要。規則づくりは行政の仕事、ということで、行政だけで決めてしまうことのないよう、きちっと議論する体制を整える必要がある。《会議7》
<p>(協働事業)</p> <p>第12条 市民等、事業者および市長は、協働の原則に基づいて協働事業を行うことができる。</p> <p>2 協働事業の実施にあたっては、市民等、事業者および市長の間で当該事業に関する基本的事項を定めた協定を締結する。</p> <p>3 協働事業を行おうとする市民等および事業者は、登録を行う。</p> <p>4 協働事業の内容等については、協働の原則に基づいて別に定める。</p>	<p>1項関係：協働事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働事業 = 行政だけではできない公共のサービスを市民と協力しながらやる事業。《WS5》 事業者からの提案内容に応じて事業内容が変われば協働事業と言えるのではないか。《WS5》 「協働事業」の決定や、そのプロセスの透明性を担保するため、「登録」や「評価」等を条例に位置付けるべきではないか。《WS5》 入札の仕方を明確にし(電子入札) いろいろ事業者には競争意識を持たせたい。《WS5》 協働事業に入札という形態はあり得ないのではないか。《WS5》 どこがやるかを決める際に、入札というやり方もあると思う。但し、内容を話し合っ決めて、事業をお願いする「随意契約」の方が多だろう。《WS5》 食事サービスは事業者と一緒に競争入札でやっている。利益を出さなくていい分、同じくらいの値段で質の高いサービスができるため、評価されている。そういう点ではNPOも競争力があると言える。《WS5》 一方、「銀行などからお金を借りられないNPOが事業者と対等にできるなんて考えられない」という点も一理ある。《WS5》

条例化のポイント・考え方の整理（協働ルール提言会議提言 参考資料）

条例素案、ポイント・考え方	これまで議論されてきた主な内容
<p>協働事業に関する具体的な仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働事業に関する具体的な仕組みについては、協働推進会議を中心とした条例運用の場で仕組みを検討するとともに、モデル事業等を行いながら、協働事業のすそ野を広げていくことが重要。 <p>協働事業における事業者の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働事業に事業者を位置付けるか否かについては、市民活動の定義に事業者を含めるか、という問題とあわせて、意見が分かれた。 市民活動における事業者の位置付け（2条2号）は、「新しい公共をベースに、市民等、事業者、市の協力も存在する、という考え方のもと、今後の運用の場で具体的に考えていく」と確認され、協働事業を中心に事業者との関係も検討が進められることになる。 今回の検討では、入札制度との関係、事業者とNPOとの関係（ジョイントベンチャーの可能性）などが議論されたが、今後、より踏み込んだ検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体のあり方について-非営利の範囲にはバザー収益も含まれるのか。《WS5》 市民事業/協働事業、営利/非営利など、整理をする必要がある。《WS5》 協働事業のイメージが湧かない。みんなにわかるような例を挙げてほしい。《WS4》 ML232：市長は市民（有権者）が選挙で選び、信託を与えているが、一般市民の関与（協定を結ぼうとしている市民等ではなく）を強めるような仕組み（議会の関与を含む）を考える必要はないのか 協働事業には事業者が入っていないが、事業者を含めると、現在の制度との整理がすぐにはつかないだろう。《職員 WG12》 「公共サービス」...公共サービスとして相応しいかを誰が？どうゆう手続で決めるか。《WS4》 「提案により協力する事業」...実際上の行政上の提案受け止めの手続【提案から事業化するまでの手続が大変そう。】《WS4》 公平性と対等性を運用面で担保する方策は？《WS4》 評価方法は別に定めるのか。《WS4》 市長と市民との協働事業のイメージができない。《WS4》 協働事業は、どのように実施されていくかなど、今後の運用検討の場で考えていく必要がある。条例では別に定める、となっているが、市民が参加して決めていく場が重要になる。《会議7》 協働事業は、市民活動全般を豊かにするための要素のひとつ、と考えれば良いのでは。《会議7》 協働事業は、NPO 法人でなくてもできることが必要。《会議7》 市民と行政が共同・協力して実現する仕組み 《共同事業》 職員と市民と一緒に研修をやる方が、共同事業の仕組みよりも、良い案がたくさんでて良い結果につながると思う。《会議6》 共同事業の実施について、プロジェクトリーダーの権限を、どの様に設定するか《部会 》 プロジェクト型事業の行政側窓口はどこか《部会 》 市とNPO：委託契約ではない対等性が保てる関係性 協働契約（負担金）《部会 》 <p>2項関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働事業は両者のニーズがあわない場合も出てくると思うが、協定を結ぶ段階で十分な協議が必要である。《職員 WG12》 <p>3項関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働事業の登録では、公益性に近いような基準が入ってくるのではないかと。《職員 WG12》 「登録を行う」...活動主体のどこまで、どこに登録するか。協働の拠点？行政？《WS4》 どこに登録するのか。《WS4》 登録の段階でふりいかけられるというイメージがある。《WS4》 <p>4項関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 「別に定める」 誰が？どのような手続で定めるか。 「別に定める」というから、なかなか全貌が見えてこない
<p>（市の施策や計画等への提案）</p> <p>第13条 市民等は、新しい公共の創造に関する市の施策や計画等に関する意見または協働事業について、次条に定める協働推進会議へ提案できる。</p> <p>2 前項の提案があった場合は、協働推進会議が公開の場での協議を行ったうえで意見書を作成し、当該提案とともに市長へ送付する。</p> <p>3 市長は、前項の提案および意見書の送付を受けた場合、その内容を施策や計画等に反映するよう検討しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の検討結果に関する説明責任を負う。</p>	<p>1項：提案制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> 推進会議で検討して、また市で検討する、というのは、屋上屋を重ねるようである。提案は市が受けたものを推進会議へ送る、というように、もっとすっきりできないか。《部会 》 1項の「市民活動の推進に関する」は「新しい公共に関する」の方が良い。《部会 》 この仕組みは良くできていると思う。推進会議は継続的に活動していくなかで公共性も帯びてくる。まどろっこしいけれども、対話を進める場になる。《部会 》 手続きをかけることによって生じる公共もある。絶対やる、というような仕組みでは、実際には行政は動かない。説明責任を果たすなかで、お互いに理解し変わっていくことが必要。《部会 》 この提案制度は、協働事業の提案の場としても使える。公開の場で生まれる協働もあるかもしれない。《部会 》 13条は、内容が不確定なものでもあり、あえて条例に入れる必要はないと思う。協働の拠点の機能を今後検討するなかで明らかにしていければ良いのではないかと。《職員 WG12》 13条は市政への市民参加の内容だが、条例全体の内容から見ると不自然。《職員 WG12》 この提案制度の主旨は、提案をすることができ、その提案の内容は開かれた場で検討され、その手続を経た提案については、行政側に施策への反映

条例化のポイント・考え方の整理（協働ルール提言会議提言 参考資料）

条例素案、ポイント・考え方	これまで議論されてきた主な内容
<p>市の施策や計画等への提案</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政施策に市民提案を反映させる制度のひとつとして、協働推進会議を活用した提案制度の基本事項を位置付け 公開の場での協議、協働推進会議の意見書作成、市の内容反映検討義務・検討結果に関する説明責任、の内容を盛り込む <p>提案制度をめぐる議論</p> <ul style="list-style-type: none"> 手続きの煩雑さ、他の提案制度や審議会等との整合性、市民参加条例での位置付けが妥当では、といった理由から、本制度の位置付けの妥当性について意見が分かれた。 市民の選択肢が広がること、市民と行政が対話をするきっかけとなること、協働事業の提案の場としての活用等の視点から、この条例素案において位置付けることとなった。 制度の具体的な仕組みは、協働推進会議を中心に検討を進めていく必要がある。 	<p>責任と結果の説明責任が生じること、という点。《会議7》</p> <ul style="list-style-type: none"> この提案においても、協働の原則が重要である。《会議7》 行政による新しい公共を実現する仕組み 《市民提案反映機能》 議会との関係はどのようになるのか《部会 》 <p>たたき台2に対する意見「市民は第9条に定める協働の拠点を經由して、市の施策や計画等に関する提案を行うことができる」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市民」「市民等」《WS4》 「市民」「市民等」とした方が、団体もやりやすい。《WS4》 「協働の拠点を經由して」「協働の拠点を活用して」…協働の拠点到権威を持たせたくない。【やはり「經由」という表現は気になっていたが、いいアイデアが出なかった。「活用して」に変えるのはいいと思う。】《WS4》 「協働の拠点を經由して」…協働の拠点を經由しなければならないか？必要か？《WS4》 「經由」はわざわざ書かなくてもよいのでは？《WS4》 「市民は、第9条に定める協働の拠点を經由して、市の施策や計画等に関する提案を行うことができる。」「市民は、市の施策や計画等に関する意見を協働の拠点へ提案できる。」「【第9条に定める…】と書くと、いちいち『なんだったっけ？』と戻って見直さないといけな。戻らなくてもいいような書き方にする。】《WS4》 役所の本音と建て前の相違。有識者並びに公選の市民との懇談会で重要提案をしても中々市で取り上げてもらえなかった。形式的に市民会議をやったと利用されてしまう。《WS4》 ML232：「協働の拠点を經由」となると「協働の拠点」は一種の権力となり、「社会的資源」のイメージとは異なる。そのような権力はそれ相応の手続を踏んだ上で「協働の拠点」とは別に設置すべきではないか 「拠点を經由」する意味がよくわからない。《会議7》 <p>2項関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公開の場での協議」には、行政も入るべきである。《職員WG12》 「公開の場」とは？インターネット、シンポジウム等…？具体的にはどのような場なのか？《WS4》 「公開の場での協議」…市民等提案を市長 協働推進会議双方の意見を聞く。《WS4》 めんどくさい。いやだ。《WS4》 <p>3項関係</p> <ul style="list-style-type: none"> いろんなツールがあって良いという点は理解するが、議会への陳情、請願や各種審議会等の既存の制度との整合を図る必要がある。制度全体のバランスは保つべき。《職員WG12》 「施設や計画等に反映するよう努める」…どう具体的に担保するのか？【「努める」と言っても、なかなか実現しない】《WS4》 「努める」「検討しなければならない」とし、第三者機関がその公平性を担保する。】《WS4》 <p>市の計画への参加（職員MLでの意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画制度を参加の装置として利用する 1) 大和市の策定する行政計画への市民参加を保障すること 2) 全ての参加機会（インターネットも含めて）からの意見を公表すること 3) 反映結果の説明を行うこと 4) 策定後も具現化の状況を公表する
<p>（協働推進会議）</p> <p>第14条 この条例に基づく具体的手続きや運用に関する事項、その他新しい公共の創造に関する事項を調査審議するため、協働推進会議を置く。</p> <p>2 協働推進会議は、公開とする。</p> <p>3 協働推進会議に関する事項は、協働の原則に基づき別に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 推進会議が、今まで声を出せなかった人に開かれるのであれば意義がある。《部会 》 2項の「原則公開」は、「徹底公開」としたい。また、メンバーをどう選ぶか、というのが大切。《部会 》 議事録は、委員名も明示した徹底公表が望ましい。《部会 》 委員の再任は避けるべき、任期何年まで、ときちんと決めるべき《部会 》 継続性を持たせるため、任期をずらすような工夫は必要だろう。《部会 》 協働推進会議は、内容をつめきらないまま条文化は出来ないと思う。《WS5》 推進会議の最終的な機能（アウトプット）は何か？どういう風に位置づけるのかを検討すべき。《WS5》 推進会議の条文を検討するにあたり、規則や条文の解説に委ねる内容の統一化を考える必要があると思う。《WS5》

条例化のポイント・考え方の整理（協働ルール提言会議提言 参考資料）

条例素案、ポイント・考え方	これまで議論されてきた主な内容
<p>協働推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例運用に関する中心的組織としての協働推進会議を位置付ける ・条例では、基本的事項を位置付け、具体的な内容は別に定める点を明示 <p>協働推進会議の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例運用の中心的役割を担う協働推進会議は、重要なポイント ・性格：会議が有すべき性格（自主性、独自性、自由な議論等）から、附属機関（市長の諮問事項を調査・審議し答申）としては位置付けないことが望ましい ・役割：市からの依頼事項、市民からの提案、会議が必要と考える事項について検討し、市へ提案 ・市との間で基本協定を締結 ・検討事項の例 <ul style="list-style-type: none"> * 協働の指針 * 市の施策や計画等への提案（13条）に関する協議、意見書の作成・送付 * 市民事業、協働事業の仕組み * 協働の拠点に関する事項 ・市民が自由に参加できる場や機会として、テーマ別の検討プロジェクトを設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働推進会議はどのような背景から登場してきたものか。《WS5》 ・協働推進会議に集約されていくとき、この会議のスタッフは行政・市民・事業者が1/3ずつ決定力を持つのか？つまり「2対1」になった場合、多数決で「2」の方の側に決定するということがあるのか。《WS5》 ・協働推進会議の「決定」と行政の条文のどこにコミットするのか。「決定」のウェイト、有効性はあるのか。《WS5》 ・構成メンバーの母体の原案づくりを急いではどうか。《WS5》 ・構成メンバーは「市民公募～名、役所～名」と固定するのか？《WS5》 ・構成メンバー案：再任なし（固定化して権威化させない） 任期1～2年（交代期を半年ずらして継続性を担保）《WS5》 ・協働する際、市の拠点は市民活動課、市民の拠点は協働の拠点、協働推進協議会が務める。《WS4》 ・協働事業で紛争が生じた場合の調停機能も持たせたい。《WS4》 ・「何が協働事業か検討する仕組み」と明言した方がよいのでは？《WS4》 ・名称は「公開による協働推進会議」が良い。《会議7》 ・条例の運用を担うこの会議は、非常に重要。会議に関する事項は別に定めるとなっているが、もう少し書き込む必要はあるか。《会議7》 ・市民の参加を得る、公開、透明、などは条文化しておくべき。《会議7》 ・メンバー構成も書いておくべきでは。《会議7》 ・誰がそのメンバーを選ぶのかも重要。《会議7》 ・イメージとしては、会議のなかに、場とか情報とか、テーマ別にいくつかのプロジェクトができていくのが良いと思う。《会議7》 <p>審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査については明示せず、公開の場で提示する等、公表していくという考え方を主旨としたものとする《部会 》 ・公平性を担保する仕組み【会議6】 審議、審査、評価 決定プロセス ・審査手続きは、何に基づいて行われるのか。《部会 》 ・事業内容の公共性を判断する場、基準づくりが必要である《部会 》 <p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価は、協働のスタンス、自己責任の考え方を重視する《部会 》 ・活動支援の為のルール、評価のしくみが必要（どんな活動をより支援すべきかに関する重要度づけの議論に基づき）《部会 》 <p>調停《会議7》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラブルが生じた時の解決策についてだが、具体的な条例とするならば、調停機関のような位置付けが必要なのではないか。
<p>（委任） 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。</p>	
<p>具体的な仕組みに関する主な意見</p>	<p>仕組み全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの仕組みに関する枠組みにはこだわらない《部会 》 ・公開・透明性を重視した開かれた仕組み、仕組みづくり【会議6：仕組み考え方】 ・段階的に改善・発展していく仕組み【会議6：仕組み考え方】 ・柔軟で多様なわかりやすい仕組みとする必要がある。《会議6》 ・つぶやきを受けとめる機会や場が大切という考えを基本に、市民活動を活性化させる仕組みを具体化することが重要である。《会議6》 <p>契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPOも入札に参加していけるような環境整備が必要。《会議5》 ・双務契約のもとに事業委託（委託の透明性） 小さな行政（政府）の実現《部会 》 <p>情報基盤</p>

条例化のポイント・考え方の整理（協働ルール提言会議提言 参考資料）

条例素案、ポイント・考え方	これまで議論されてきた主な内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・市の持つ情報ネットワーク・インフラを NPO 活動に有償でも良いので活用させてほしい《部会 》 施設利用 ・市と NPO：市からの施設の優先的使用を受ける《部会 》 企業 ・企業と NPO が手を組んで事業を行えるしくみ ・ジョイントベンチャー（市の支援：後援、財政的支援） 相談、コーディネート ・活動の活性化のために、相談やカウンセリング機能が重要。専門家を紹介するなど支援の一つとして位置付けるべき。《会議6》 ・協働コーディネーターを育成させていく場をつくりたい《部会 》 研修、学習 ・お互いに学習していく教育のしくみの視点【《会議5》：課題7】 ・市と NPO：職員研修講師を NPO スタッフが行う《部会 》 資金、社会的資金 ・開かれた仕組みをどのように形にするか、ということになるが、例えば、世田谷のまちづくりファンドは個人でもいい、という仕組みで、開かれている。《会議4》 いろんなお金を集めてそれを活動のなかで循環させていくというような社会的な資金に関する考え方が重要である。《会議6》 ・「ウ事業的展開、助成補助」は、行政との直接的な関係だけでなく金融機関なども巻き込んだ社会的なお金が、地域の財産としてうまくまわるようなしかけが大切《会議5》 ・市民 NPO：資金（寄付）の提供《部会 》 市民基金による NPO 支援《部会 》 ・資金の援助をした企業は、法人事業税をまけるなど、企業のバックアップを促進するような仕組みもおもしろい。《会議4》 ・総合的補助金の制度などにより、お金の性格を変えていく必要がある。自立の意識が高まるような資金提供《会議4》 交流、ネットワーク ・NPO 関係でネットワークをしていく それには他の NPO が今何をしているのかを報告していく場（交流集会）等をつくる《部会 》 ・現状の環境整備の見直しが必要：関連法の見直し、自治会のあり方、《部会 》